式第６によるときは、「氏名（名称）を変更した者」の欄の「新氏名（名称）」に、同規則様式第７によるときは、「住所（居所）を変更した者」の欄の「氏名（名称）」に、自然人にあつては、氏名を記載し、印を押す。法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。ただし、代理人により登録を申請するときは、印を押すことを要しない。

７　第10条の２第３項の規定により申請と補正を一の書面でするときは、当該補正が特許出願人についての場合にあつては特許法施行規則様式第13により、特許権の存続期間の延長登録の出願人についての場合にあつては同様式第14により作成した書面によるものとする。この場合において、同規則様式第13によるときは「【補正をする者】」の欄の「【氏名又は名称】」には、自然人にあつては、氏名を記載し、印を押す。法人にあつては、名称を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、同規則様式第14によるときは、「補正をする者」の欄の「氏名（名称）」には、自然人にあつては、氏名を記載し、印を押す。法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。ただし、代理人により登録を申請するときは、印を押すことを要しない。

８　その他は、様式第七の備考１から４まで、６、７、９、11、14及び17から19まで、並びに様式第八の備考４と同様とする。

様式第十（第10条関係）

収　入 印　紙

（　　円）

専用実施権設定（変更）登録申請書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

１　特許番号
２　権利の表示
３　専用実施権の範囲
４　登録の目的
５　申請人（登録権利者）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
６　申請人（登録権利者）代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
７　申請人（登録義務者）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
８　申請人（登録義務者）代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
９　添付書面の目録
　(1)　専用実施権設定契約証書　　１通
　(2)　（　　通）

〔備考〕

１　申請書の表題は、専用実施権を設定しようとするときは「専用実施権設定登録申請書」と記載し、既に登録されている専用実施権の範囲を変更しようとするときは「専用実施権変更登録申請書」と記載する。

２　専用実施権変更登録申請の場合にあつては、「権利の表示」の欄には、変更する専用実施権の順位番号及び範囲（地域、期間及び内容）を記載する。なお、専用実施権設定登録申請の場合にあつては、「権利の表示」の欄は設けるには及ばない。

３　専用実施権設定登録申請の場合にあつては、「専用実施権の範囲」の欄には、設定契約証書に記載された専用実施権の設定すべき範囲（地域、期間及び内容）を記載する。なお、専用実施権変更登録申請の場合にあつては、「専用実施権の範囲」の欄は設けるには及ばない。

４　「登録の目的」の欄には、「専用実施権の設定」又は「本専用実施権の範囲を「○○」と変更」のように記載する。

５　「専用実施権設定（変更）契約証書」には、登録義務者が記名し、印（本人確認できるものであること。以下この様式において同じ。）を押さなければならない。また、特許登録令第29条第１項第２号の「第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面」には、当該第三者が記名し、印を押さなければならない。

６　その他は、様式第七の備考１から４まで、９から14まで及び16から18までと同様とする。